



令和7年度

# 福島空港定期路線誘客支援事業

※期間：R7. 4～（予算が無くなりしだい終了予定）

福島空港利用促進協議会では、福島空港発着の国内定期便の利用促進を図るため、福島県への誘客実績に応じて旅行会社を支援します。

※ 事業期間は令和8年3月31日までで、申請期限は事業開始日(旅行開始日)の15日前です。  
(4月14日までに出発する旅行については、4月1日付の申請で可。)

※ 交付決定額が予算額に達した時点で事業を終了します。お早めに申請くださいますようお願いいたします。

補助対象事業者	補助対象要件	補助額
<p>福島空港国内定期路線を利用した旅行商品を販売する以下のいずれかの事業者。</p> <p>1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p>	<p>以下に定める条件を満たす福島県への誘客。</p> <p>1 福島空港国内定期便(伊丹路線又は新千歳路線)を利用した旅行商品であること。 ※福島IN又は福島OUT</p> <p>2 福島県内に宿泊(1泊以上)すること。</p>	<p>○誘客に対する支援 補助要件を満たす誘客1名あたり<b>2,000円</b></p> <p>なお、1事業者あたり300,000円を補助額の年間上限額とし、予算の範囲内で助成する。</p>
<b>例えば、</b>	<p>伊丹空港発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪(伊丹)定期路線利用旅行商品</li> <li>・定員20名で出発日を5日設定</li> <li>→いずれも満席で100名を誘客</li> </ul>	⇒ 200,000円 の助成！
<b>例えば、</b>	<p>新千歳空港発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人型旅行商品</li> <li>・催行期間で150名を誘客</li> </ul>	⇒ 300,000円 の助成！

※1回あたりの交付申請において、旅行商品の催行期間は1か月程度とする

【お問い合わせはこちらまで】

福島空港利用促進協議会(空港交流課)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

